倫理規程

＜前 文＞

特定非営利活動法人キャリア・デザイナーズ（以下、当法人という。）は、定款により、多くの人々が人間として心豊かで、個人の主体的なキャリア形成と職業生活の充実や人生を歩むプロセスにおいて直面する問題の解決を幅広く支援し、ひいては地域の雇用の安定に関する啓蒙活動や支援活動を通し社会貢献することを目的としており、民間非営利活動を実施する主体として、重要な役割を期待されている。

このような認識のもと、当法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

当法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

＜本 文＞

（組織の使命及び社会的責任）

第１条 当法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

当法人に所属するすべての理事、監事、及び正職員・契約職員・パートタイム職員・ボランティアスタッフを含むすべての職員(以下、役職員という。)は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア） 当法人としての事業活動が広く公益に資するものか、また地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。

（イ）経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

（社会的信用の維持）

第２条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持･向上に努めなければならない。

当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア） 業務の執行にあたっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い価値を創出することに努める。

（イ） 当法人のインターネット上の公式アカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントも含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他当法人の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

（基本的人権の尊重）

第３条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア） 当法人の業務に関わるすべての人に対し、その人権を尊重し、差別を排除することを常に意識して行動する。

（イ） 差別や誹謗中傷は、それを受けた側の心情に依拠することを認識し、自らの言動を自分だけで解釈するのではなく、相手にどのように受け取られるかを考える。

（法令等の遵守）
第４条　当法人は、関連法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 業務時間内はもとより業務時間外においても、公益の増進を図る法人の役職員であることを自覚し、社会的規範や各種法令の遵守、並びに各種事故防止に努める。
（イ） 法令違反、倫理規程違反、その他社会的規範に悖る行為を発見した場合は、遅滞なく上司、或いは事務局長、または公益通報に関するヘルプライン窓口に報告する。

（私的利益の禁止）
第５条　当法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 特定の関係先からの、私的な利益供与を禁ずると共に、誤解の生じるような行為を避ける。
（イ） 職務や地位を利用して特定の関係先に有利な取り計らいをするような行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

（兼職先組織への利益の禁止）
第６条　当法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、当法人の理事会の承諾なしに、当法人以外に役員を務める組織への当法人からの利益の追求があってはならない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 役職員は、有償・無償を問わず、他の組織との兼職状況について虚偽なく申告すると共に、新たな職務に就任した際、或いは退任した際には、速やかに事務局長へ報告をする。
（イ） 役職員が役員を務める組織（非営利、一般事業者の区分を問わず）への資金供与、並びにその他特定の便益の供与に際しては、公正、公平の立場で行動し、その組織に対して特別の便宜を図る行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

（利益相反の防止及び開示）
第７条　当法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 役員と職員、または職員同士が談合して、当法人の運営を私的に利用する行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

（特別の利益を与える行為の禁止）
第８条　当法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 自らが関与する企業・団体に対し、特別の配慮や経済的利益を与えない。
（イ） 特定の関係先から、特別の待遇や便宜供与を受けない。

（情報開示及び説明責任）
第９条　当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 各事業の実施計画を策定する際には、資金拠出者への報告はもとより、ニュースレター、ウェブ等を通じて、適時必要な情報を発信する。
（イ） 関連法規に則り、事業計画書、事業報告書を適時に公開する。

（情報の保護・管理）
第 10 条 当法人は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 職務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理（貸与しているパソコン等の管理を含む）、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏えいを行わない。
（イ） 職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、当事者の同意なしに第三者への情報提供を行わない。

（研 鑽）
第 11 条 当法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 公益事業を実施しているという社会的使命の他、寄付金等の資金によって運営されていることを旨として、新聞やニュース、書籍等の一般的な情報源からの情報収集の他、講演会等のイベントや、研修への参加等を通じて、自己研鑽に努める。
（イ） 社会人としての基本的なマナーや道徳観を身につけ、他者の価値観を受け入れ、尊重し、常に自らの人格を磨く努力をする。

（反社会的勢力・団体との断絶）
第 12 条 当法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。
当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
（ア） 反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力・団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
（イ） 助成事業への申請者に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書で確認する。当法人への資金拠出者に対しては、反社会的勢力・団体からの資金が流入していないことを確認した上で、資金の提供を受ける。

（規程遵守の確保）
第 13 条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改 廃）
第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則
この規程は、令和３年９月１０日から施行する。（令和３年９月９日理事会議決）